

広島県告示第六百四十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定によって、次のとおり指定自立支援医療機関の名称の変更の届出があった。

平成二十二年七月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

薬局又は指定訪問看護事業者等

名	称		所 在 地	自立支援 医療の種 類	変更年月日
	新	旧			
ファーマシイ あすなる薬局	あすなる薬局	尾道市御調町市一〇六	育成医療・更生医 療	平成二三年 六月一日	
ファーマシイ 三次センター 薬局	三次センター 薬局	三次市東酒屋町五八六一 五	育成医療・更生医 療	平成二三年 六月一日	
ファーマシイ 吉田中央薬局	吉田中央薬局	安芸高田市吉田町吉田三 七八二一八	育成医療・更生医 療	平成二三年 六月一日	